

2019年度（平成31年度）公益信託 久保田豊基金助成対象者募集要項

公益信託 久保田豊基金運営委員会事務局
受託者 みずほ信託銀行株式会社

1. 設定の趣旨

本基金の委託者久保田豊は、開発途上国の経済基盤の開発と安全維持にとって最も大切なものは、開発途上国自身による自立・自助の実践であり、そのためには優れた技術者の養成が不可欠であると確信しておりました。本基金はこのような委託者の考えに基づき、途上国の開発に貢献し得る分野における専門技術者の養成に役立つことを祈念して、昭和59年に設定された公益信託です。

2. 事業

前記の設定趣旨に基づき、その目的を達成するために以下の事業を行います。

- (1) 開発途上国から来日した者で、日本国内の教育機関または研究機関に学生あるいは研究者として所属し、開発途上国の開発のための特定のテーマの技術（特に土木・電気・農業・環境・エネルギー・開発経済等）を研修または研究の対象としている者に対する助成金の給付
- (2) その他目的を達成するための必要な事業

3. 助成金給付対象者の募集

本年度は前記事業のうち、(1)の助成金給付のみ行います。

(1) 助成金給付対象者の資格

- a) 一人当たりGDPが年間7,000米ドル未満¹である開発途上国から来日した者
- b) 開発途上国の開発のための特定のテーマの技術（特に土木・電気・農業・環境・エネルギー・開発経済等）を研究または研修の対象としている者
- c) ①学生として在籍する教育機関、②あるいは研究者／研修生として所属する企業または団体に推薦者がいる者

(2) 平成30年度の募集人員、給付期間および給付額

- a) 募集人数は、原則として12名
- b) 給付期間は、1年間
注) 要件を満たせば1年の延長が可能。ただし、延長を希望する場合は、次年度に改めて応募し直すことが必要。
- c) 給付額は、月額80,000円から100,000円（給付額は運営委員会で決定）
- d) 助成対象者は、原則として所属一機関、一ヶ国につき各々1名

(3) 募集方法

- a) 「助成金申請書」、「推薦書」をホームページ（<http://www.kubota-fund.org/>）からダウンロードして下さい。
- b) 「助成金申請書」に必要事項を入力、①同ファイルを電子メールで送付し、②**原本（写真を貼付し、申請者署名は直筆で記入）を郵送にて（※郵送先については次ページ参照）**送付して下さい。

<電子メールアドレス> kubota-fund@bx.n-koei.co.jp

¹ 名目値。募集締切時点における最新のIMF, *World Economic Outlook Database* に基づく。

- c) 推薦者に「推薦書」を記入いただき、①「在籍（在学）証明書」（原本）あるいは「日本の大学／大学院からの合格通知」（コピー可。日本の教育機関に2019年4月期の入学を許可され、現時点で本人が日本に未到着の場合のみ）、②「母国の大学・大学院での成績証明書」（コピー可。既に日本の教育機関に在籍し、一学年以上を経過した者については「現大学・大学院での成績証明書」（原本））、③（「助成金申請書」（原本）を同封の上、**郵送にて(※)**送付して下さい。

(※) <郵送先>

〒102-8539 東京都千代田区九段北 1-14-6 日本工営株式会社
公益信託久保田豊基金 運営委員会事務局

- d) 「助成金申請書」（電子メールおよび郵送）、「推薦書」、「在籍証明書」または「合格通知」、「母国または日本の大学・大学院での成績証明書」の全てが事務局に届いた時点で選考手続きを開始いたします。

(4) 選考方法

申請書に基づき選考委員会において選考・推薦した者について、最終的に運営委員会が決定します。

(5) 申込締切日

2019年1月15日（火）（当日消印有効）

(6) 採否の通知

合格の場合

2019年3月末日を目途に、① 本人宛の電子メール、及び ② 本人が所属する教育機関または研修先企業／団体の推薦者（指導教官等）宛の郵送にて通知致します。

不合格の場合

2019年3月末日を目途に、本人宛の電子メールにて通知致します。

(7) 助成金の交付

- a) 2019年4月から9月までの6ヶ月分を7月に、10月から翌年3月までの6ヶ月分を2020年1月に支給します（ただし、事業年度途中からの給付の場合は、月割計算を行い直後の定例支払月に支給）。
- b) 支給方法は、給付を受ける者の指定する本人名義の口座への振り込みによります。
- c) 給付対象期間は、Stay Permitの期限内とします。

(8) 助成金給付の停止

助成金の給付対象者が給付対象者としての資格を失ったときは、助成金の給付を停止します。

また、申請書類に虚偽が認められた場合には、たとえ支給された助成金が消費されていたとしても、支給分の返還が求められます。

(9) 研修または研究の実施状況報告

助成金の給付を受ける者は、給付の期間中6ヶ月ごとに受託者に対し研究または研修の実施状況の報告を行うものとします。

4. 問合せ先

本募集要項に関するお問い合わせは、以下の運営委員会事務局までお願いします。なお、申込締切日以降は、結果発表の時点まで選考に関する質問は原則として受け付けられません。その点を宜しくご了解ください。

[久保田豊基金運営委員会事務局]

〒102-8539 東京都千代田区九段北 1-14-6 日本工営株式会社

公益信託久保田豊基金 運営委員会事務局

電 話： 03(5276)2454 / FAX： 03(5276)2656

E-mail： kubota-fund@bx.n-koei.co.jp

以 上